

～就学相談のためのガイド～

保護者の
皆様へ

お子さんのよりよい 就学のために

このガイドは、保護者の方が安心してお子さんの
就学を迎えられるように作成したものです。
就学に向けた相談の際にご活用ください。



平成29年4月
秋田県教育委員会

安心して就学を迎えるために

～就学までの流れ～

0歳

満5歳（年中）

満6歳（年長）

10～11月



《乳幼児期からの相談》

- ◎お子さんの発達や子育てについて気になることは、幼稚園・保育所・認定こども園等の先生や保健師、保健センターなどに相談しましょう。

保護者

《早期からの就学相談》

- ◎早くから市町村教育委員会に相談し、様々な情報を収集しましょう。
- ◎年長の9月頃までには、市町村教育委員会と就学相談をし、学校見学や体験入学をした上で就学先を考えましょう。
- ◎「3歳児健診」の後、「5歳児健診・相談会^{*1}」を行っている市町村もあります。お子さんの発達や就学に向けての相談ができますので、実施市町村にお住まいの方は、参加されることをおすすめします。

- ◎入学予定の小学校や地域の公民館等で、健康診断や簡単な検査等を行います。
- ◎市町村教育委員会から、日時や場所について通知があります。

県・市町村関係機関

乳幼児健康診査（満1歳6か月、満3歳）
（市町村保健担当課）

子育て相談・親子教室等
（市町村保健・福祉担当課）

5歳児健診・相談会^{*1}
（市町村保健・福祉担当課、市町村教育委員会）

就学や教育に関する相談会
（市町村教育委員会・県教育委員会）



10/31まで
学齢簿の作成
（市町村教育委員会）

11/30まで
就学時健康診断
（市町村教育委員会）

11～12月
就学先の決定^{*2}
（市町村教育委員会）

^{*1}「5歳児健診・相談会」…就学を1年後に控えた年中の時期に、お子さんの発達や子育てに関する相談を行い、安心して就学が迎えられるよう、「5歳児健診」、「5歳児相談会」を実施する市町村が増えています。言葉や運動機能の発達に加え、対人関係、コミュニケーションなどの社会性の発達が著しい4～5歳での発達を確認し、早い時期から就学相談をはじめることができます。

～身近な相談機関に相談しましょう～

1月

2～3月

4月

入学後

小学校・特別支援学校小学部～
中学校・特別支援学校中学部

1月末までに就学
通知が届きます

特別支援学校入学者

小学校入学者

就学通知の送付

県
教
育
委
員
会

市
町
村
教
育
委
員
会

(各学校)
入学説明会

◎入学する学校で行います。
◎学校での学習活動や学校生活 入学までに準備する持ち物や入学までの家庭での配慮事項、PTA活動や納付金等の説明があります。

小 学 校
特 別 支 援 学 校
入 学

◎入学後は、学校の担当者と学校生活や学習の様子を確かめ、必要な支援について話し合います。学校には特別支援教育コーディネーターに指名されている先生がおり、お子さんについて様々な相談に応じるとともに関係機関との窓口になります。

◎中学校・特別支援学校中学部への進学の際は、改めて保護者の方から学校生活への希望を伺います。

◎入学後も特別支援学級、特別支援学校の見学や体験ができます。



*2「就学先の決定」…お子さんの入学する就学先の決定は、市町村教育委員会が行います。

お子さんの状態や教育上必要な支援の内容、地域の学校における教育環境の整備状況、本人・保護者の意見、専門家の意見等を総合的に判断し、お子さんに最もふさわしい学習の場を決定します。

学級・学校の紹介

お子さんに必要な教育が十分に受けられる場を選択することが大切です。それぞれの学級・学校で、学習内容や支援の仕方に特色があります。お子さんの発達の状態や特性等に応じ、その能力を最大限に引き出す学習の場を決めることができるよう、十分に見学や相談を重ねましょう。



小・中学校《通常の学級》



● 集団の中で教科等の学習をします。学習内容はどのお子さんも同じですが、実態に応じて指導方法や教材教具等の配慮があります。

● 通常の学級に籍を置き、通級指導教室に通うことができます。

※特別支援教育支援員が配置されている学校もあります。支援員は日常生活上の介助や学習支援（身支度の手伝い、教室移動の手助け、教師の指示を分かりやすく伝える等）を行います。支援員の配置については、教育相談の際に市町村教育委員会にお尋ねください。

通級指導教室

● 通常の学級に籍を置き、決められた時間に通って指導を受けます。

● 基本的に個別で指導を受けます。

● 言語障害と、学習障害や注意欠陥多動性障害（LD・ADHD）に対応した教室があり、障害に応じた指導を受けることができます。

得意なことを活かして、
苦手なところを
カバーします。

集中して勉強できる
時間が増えたよ！

正しい発音ができる
ようになったよ。



※通級指導教室の授業時数は、言語障害が週1時間～8時間、LD・ADHDが月1時間～週8時間が標準です。
通級指導教室が居住市町村にない場合は、他市町村の教室に通う場合もあります。

※県立視覚支援学校（月1回）、県立聴覚支援学校（週1回）では、県北、県南の小・中学校や公民館等に、弱視や難聴のお子さんを対象に、障害に応じた指導を行う「サテライト教室」を設置しています。

小・中学校《特別支援学級》

- 小集団の中で、障害の状態に応じて必要な学習内容が設定されます。
- 学校行事や学年・学級活動、給食、清掃など、通常の学級の子どもたちとの活動もあります。また、教科等によっては通常の学級に入って学習することもあります（交流及び共同学習）。
- お子さんの障害に応じて弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、知的障害、自閉症・情緒障害の6つの学級があります。

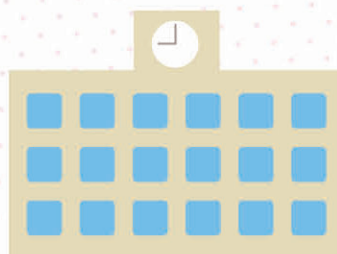


特別支援学校

- 一人一人の障害の特性を十分理解し、個に応じた学習内容が設定されます。
- 少人数できめ細かい指導が受けられます。
- 実際の体験を重視した学習を行い、日常生活に必要な力や将来の自立した生活に必要な力を身に付けていきます。
- 近隣の学校や居住地域の学校の子どもたちとの学習も実施されています（交流及び共同学習）。

寄宿舎が利用できる学校もあります。

小学部から高等部まで一貫した指導を行います。（視覚支援学校、聴覚支援学校には幼稚部も設置されています。）



障害が重く、通学が困難なお子さんには、家庭を訪問して指導する訪問教育も実施しています。

スクールバスを利用できる学校もあります。

就学相談 Q & A

Q どのような観点で就学先を検討すればよいのでしょうか？

お子さんに必要な教育が十分に受けられる場を考えましょう。
学習内容が分かり、学習活動の中で達成感や充実感が味わえることが重要です。
学習の内容や支援の方法がお子さんに合っているか、将来の自立に向けた力を身に付けられる場であるか、学校見学や体験入学などで確かめるとともに、市町村教育委員会とじっくり相談しましょう。



Q 学校見学をするにはどうすればよいですか？

市町村教育委員会に希望を伝えてください。
特別支援学校では、実際に授業に参加する体験入学の機会もあります。学校行事や学校公開の機会を活用することもできます。
実際の学校の雰囲気や子どもたちの様子を見ることをお勧めします。
※見学や体験をしたら入学・入級しなければいけないということはありません。

◆ かがやき手帳を ご利用ください。

県教育委員会が発行している「かがやき手帳」は、お子さんの健康診断や各種相談、医療機関の受診等の記録をする手帳です。各種機関での相談の際、お持ちいただくことで相談がスムーズに行われます。母子手帳に挟み込み、一緒に保管ください。



※かがやき手帳は市町村教育委員会、教育事務所・出張所、特別支援学校等にあります。

県教育委員会のHPからダウンロードもできます。

Q 入学式までに準備することはありますか？

お子さんと入学する学校を見学したり、通学路を一緒に歩いたりして、入学後のイメージがもてるようにしましょう。身の回りのことが自分でできるように練習することも大事です。通学方法等について学校と相談することもできます。

Q 家庭や幼稚園・保育所・認定こども園等での様子を、就学前に学校へ伝えることはできますか？

小学校へ入学するにあたって心配なことや学校に伝えたいことは、市町村教育委員会の担当者へお話しください。直接学校の担当者と話す機会も作ることができます。市町村によっては、入学前に保護者の方と「就学支援シート※」を作成したり、入学する学校と幼稚園・保育所・認定こども園等、市町村教育委員会等で連絡会を設けたりしています。

※「就学支援シート」には…

保護者の方の同意のもと、お子さんの好きなことや得意なこと、苦手なこと、幼稚園・保育所・認定こども園等での生活のこと等、入学後の学校生活をスムーズに過ごすための情報が記載されます。市町村によって「サポートシート」、「サポートファイル」等とも呼ばれています。



Q 入学後に学級や学校を変更することはできますか？

お子さんの状態の変化等により、通常の学級から特別支援学級へ、特別支援学級から通常の学級へ、小・中学校から特別支援学校へ、特別支援学校から小・中学校への転籍、転学が考えられます。

その際、転籍、転学先がお子さんにとって最適な教育が受けられる場であるか、関係者と十分に相談する必要があります。特に年度途中での変更は、それまでの学習の継続やお子さんの環境への適応等を考え、より慎重に検討する必要があります。

Q 日中は両親とも仕事で家にいません。放課後に子どもが活動できる場所はありますか？

地域の放課後児童クラブの利用や、放課後等デイサービスなどの福祉サービスを利用しているケースがあります。利用には申し込みが必要ですので、市町村の福祉担当や学校、または教育相談の際に併せてご確認ください。

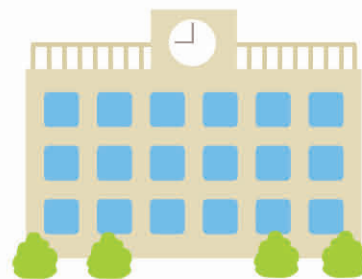
就学に関する相談 **が** できる機関

市町村教育委員会

県北	鹿角市教育委員会	0186-30-0291
	小坂町教育委員会	0186-29-2342
	大館市教育委員会	0186-43-7112
	北秋田市教育委員会	0186-62-6617
	上小阿仁村教育委員会	0186-60-9000
	能代市教育委員会	0185-73-5178
	藤里町教育委員会	0185-79-1327
	三種町教育委員会	0185-87-2115
	八峰町教育委員会	0185-77-2816

県南	大仙市教育委員会	0187-63-1111
	仙北市教育委員会 (北浦教育文化研究所)	0187-43-3387
	美郷町教育委員会	0187-84-1112
	横手市教育委員会	0182-35-2123
	湯沢市教育委員会	0183-73-2162
	羽後町教育委員会	0183-62-2111
	東成瀬村教育委員会	0182-47-3415

県央	秋田市教育委員会 (秋田市教育研究所)	018-865-2530
	男鹿市教育委員会	0185-24-9101
	潟上市教育委員会	018-853-5371
	五城目町教育委員会	018-852-5372
	八郎潟町教育委員会	018-875-5812
	井川町教育委員会	018-874-4424
	大潟村教育委員会	0185-45-3240
	由利本荘市教育委員会	0184-32-1330
	にかほ市教育委員会	0184-38-2266



県内特別支援学校

視覚	県立視覚支援学校	018-889-8571
聴覚	県立聴覚支援学校	018-889-8572
肢体	県立秋田きらり支援学校	018-889-8573
知的	県立比内支援学校	0186-55-2131
	〃 かづの校	0186-22-0253
	〃 たかのす校	0186-66-2128
	県立能代支援学校	0185-55-0691
	県立支援学校 天王みどり学園	018-870-4611

※対応する主な障害

視覚…視覚障害、聴覚…聴覚障害、肢体…肢体不自由、
病弱…病弱及び重度・重複障害、知的…知的障害

知的	県立栗田支援学校	018-828-1162
	県立ゆり支援学校	0184-27-2630
病弱	〃 道川分教室	0184-62-6136
知的	県立大曲支援学校	0187-68-4123
	〃 せんぼく校	0187-42-8568
	県立横手支援学校	0182-33-4166
	県立稲川支援学校	0183-42-4424
	秋田大学教育文化学部 附属特別支援学校	018-862-8583

その他の相談機関

秋田県総合教育センター 支援班 特別支援教育担当	018-873-7215
〃 すこやか電話相談	018-873-7206、0120-37-7804
秋田県立医療療育センター総合相談・地域療育支援部	018-826-8031

お問い合わせ
秋田県教育庁特別支援教育課

秋田市山王3丁目1番1号
TEL 018-860-5135
<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/tokubetu>